

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第28号 発行日：平成29年4月14日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟第11陣提訴 原告数は1312名に

3月28日、熊本地裁において、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の第11陣88名が提訴しました。第11陣原告は40代から90代までの男女で、平均年齢は約67.7歳です。また、62名が特措法のいわゆる対象地域外の方になります。これにより、熊本訴訟原告団は合計1312名となりました。

提訴後の報告集会では、今回原告となった伊佐市在住の80代の男性が、伊佐市菱刈地区に旧国鉄山野線が開通して以降、毎日水俣から行商人がたくさんの魚介類を運んできていたこと、40歳ころから手足のしびれが始め、からすまがりなど数々の症状に悩まされてきたこと、病院で検査をしても原因が分からず、平成24年に検診を受けて初めて自分が水俣病だと知ったこと、特措法に申請したものの対象地域外であり、水俣湾周辺で獲れた魚を多食したことが確認できないとして非該当とされてしまったことなどを訴えました。



第11陣提訴前の門前集会の様子

東京訴訟と近畿訴訟で弁論

3月3日、東京地裁で、東京訴訟の第12回口頭弁論が、裁判長の異動に伴い新しい裁判長のもとで開かれました。

法廷では、原告代理人の遠藤健一弁護士が、「原告らは、水俣病と診断されて初めて自分の被害を知り権利行使ができるようになったのだから、権利行使ができることを前提に時間の経過によって権利を失う時効のせいで権利を失うことはない。被害を引き起こし、被害の全面救済を誓ったこともあるチッソや、健康被害の実態調査もしないで被害を放置している国が権利救済を拒むのは不合理だ」と、被告国・県の時効、除斥の主張を批判しました。

また、3月8日には、大阪地裁で、近畿訴訟の第8回弁論が開かれました。

法廷で、原告代理人の弁護士らは「本来やるべき調査をしていない被告が原告の疫学主張を批判するのはおかしい」「天草市宮野河内を曝露地として、鹿児島県奄美を非曝露地とした調査で、原因確率97%という非常に高い数字が出ている」と主張しました。意見陳述をした原告の松尾厚子さんは、チッソに勤めていた父親から「会社のおかげで生活ができていたのだから、チッソの悪口を言うてはいけない」と言われていたことなどを訴えました。



東京訴訟弁論前の門前集会の様子



近畿訴訟弁論後の報告集会の様子

新たな水俣病の連絡会が結成されました

3月25日、水俣市公民館で「水俣病被害者・支援者連絡会」の結成総会が開かれ、同連絡会が発足しました。この連絡会は、昨年、水俣病公式確認60年に合わせて各被害者団体により結成された「水俣病公式確認60年実行委員会」が発展的に解散、再編成したもので、水俣病不知火患者会をはじめ、熊本県内外の被害者団体や市民グループなど計27団体が結集しています。そのほか、10人が個人加盟し、4団体が賛同しています。

これまで、これほど多数の水俣病の問題に取り組む団体が結集した組織はなく、各団体は独自の活動をしてきましたが、今後はより多くの団体や支援者が協力して水俣病の全容解明や被害者支援等に取り組むようになることが期待されます。

総会では、「山積する課題を連携して解決していきましょう」という設立趣旨の説明がなされ、上村好男氏（水俣病互助会会長）が代表に選出されました。

総会にあわせて開催されたシンポジウムでは、藤野紘医師（公害をなくする県民会議医師団団長、水俣協立病院名誉院長）が「不知火海沿岸における被害のひろがり」と題して記念講演を行いました。藤野医師は、「被害は（国の救済対象地域にとどまらず）八代海沿岸や山間部にも広がっている」「水俣病被害が不知火海沿岸でどう広がったのか解明されていない」ことを指摘し、水俣芦北から転出した人々や魚介類の流通ルートを含めて不知火海沿岸一帯の健康調査が必要であると強調しました。



結成集会の様子



講演する藤野医師

【今後の予定】

- 4月24日 熊本訴訟第20回弁論
- 5月24日 東京訴訟第13回弁論
- 6月14日 近畿訴訟第9回弁論
- 7月7日 熊本訴訟第21回弁論

とある弁護団員のヒトリゴト（*非重要）

去年、韓国のイ・セドル九段に勝利した「AlphaGo」、今年初頭のネット碁界で日中韓のトッププロに連戦連勝した「Master」。囲碁でも人工知能が人間を追い越したのは、囲碁ファンとしては衝撃的でした。そんな最新の人工知能の着手から連想される棋士としてよく名前が挙がるのが、昭和の大棋士呉清源や江戸時代の名人本因坊道策なのとか。最新の人工知能が過去の棋士に似るといっても、なんだか面白いものです。（熊本弁護団・大原誠司）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索